

第一級陸上特殊無線技士「法規」試験問題

法 規 1 2 問 }
無線工学 2 4 問 } 3 時間

解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答えの欄に正しく記入（マーク）すること。

[1] 次に掲げる者のうち、総務大臣が無線局の免許を与えないことができる者に該当するものはどれか。電波法（第5条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の予備免許の際に指定された工事落成の期限経過後2週間以内に工事が落成した旨の届出がなかったことにより免許を拒否され、その拒否の日から2年を経過しない者
- 2 無線局の免許の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者
- 3 無線局の免許の有効期間満了により免許が効力を失い、その効力を失った日から2年を経過しない者
- 4 無線局を廃止し、その廃止の日から2年を経過しない者

[2] 次の記述は、固定局の廃止等について述べたものである。電波法（第22条から第24条まで及び第78条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 免許人は、その無線局を ときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- ② 免許人が無線局を廃止したときは、免許は、その効力を失う。
- ③ 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、 以内にその免許状を返納しなければならない。
- ④ 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、遅滞なく空中線の撤去その他の総務省令で定める ために必要な措置を講じなければならない。

	A	B	C
1	廃止する	10日	他の無線局に混信その他の妨害を与えない
2	廃止する	1箇月	電波の発射を防止する
3	廃止した	10日	電波の発射を防止する
4	廃止した	1箇月	他の無線局に混信その他の妨害を与えない

[3] 次に掲げる事項のうち、送信空中線の型式及び構成が適合しなければならない条件に該当しないものはどれか。無線設備規則（第20条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 発射可能な電波の周波数帯域がなるべく広いものであること。
- 2 整合が十分であること。
- 3 空中線の利得及び能率がなるべく大であること。
- 4 満足な指向特性が得られること。

[4] 次の記述は、受信設備の条件について述べたものである。電波法（第29条）及び無線設備規則（第24条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度を超えて他の無線設備の **A** を与えるものであってはならない。
- ② ①の副次的に発する電波が他の無線設備の **A** を与えない限度は、受信空中線と電氣的常数の等しい擬似空中線回路を使用して測定した場合に、 **B** 以下でなければならない。
- ③ 無線設備規則第24条（副次的に発する電波等の限度）の規定において、②にかかわらず別段の定めがあるものは、その定めるところによるものとする。

A	B
1 運用に混信	その電力が4ミリワット
2 運用に混信	その回路の電力が4ナノワット
3 機能に支障	その電力が4ミリワット
4 機能に支障	その回路の電力が4ナノワット

[5] 次の記述は、「スプリアス発射」及び「帯域外発射」の定義である。電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 「スプリアス発射」とは、 **A** 外における1又は2以上の周波数の電波の発射であって、そのレベルを情報の伝送に影響を与えないで **B** することができるものをいい、 **C** を含み、帯域外発射を含まないものとする。
- ② 「帯域外発射」とは、 **A** に近接する周波数の電波の発射で情報の伝送のための変調の過程において生ずるものをいう。

A	B	C
1 必要周波数帯	除去	高調波発射及び低調波発射
2 必要周波数帯	低減	高調波発射、低調波発射、寄生発射及び相互変調積
3 送信周波数帯	除去	高調波発射、低調波発射、寄生発射及び相互変調積
4 送信周波数帯	低減	高調波発射及び低調波発射

[6] 次の記述は、第一級陸上特殊無線技士の資格を有する者が行うことができる無線設備の操作の範囲について述べたものである。電波法施行令（第3条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 陸上の無線局の空中線電力 **A** 以下の多重無線設備（多重通信を行うことができる無線設備でテレビジョンとして使用するものを含む。）で **B** 以上の周波数の電波を使用するものの **C**
- ② ①に掲げる操作以外の操作で第二級陸上特殊無線技士の操作の範囲に属するもの

A	B	C
1 750ワット	70メガヘルツ	技術操作
2 750ワット	30メガヘルツ	通信操作
3 500ワット	30メガヘルツ	技術操作
4 500ワット	70メガヘルツ	通信操作

[7] 次の記述は、非常通信の意義について述べたものである。電波法（第52条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生する^{おそれ}がある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。
- 2 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生した場合において、電気通信業務の通信を利用することができないときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。
- 3 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生する^{おそれ}がある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。
- 4 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生した場合において、有線通信を利用することができないときに総務大臣の命令により人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。

[8] 次の記述は、無線局の運用について述べたものである。電波法（第53条及び第54条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局を運用する場合においては、 A、識別信号、 B は、免許状等（注）に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
注 免許状又は登録状をいう。以下②の(1)において同じ。
- ② 無線局を運用する場合においては、空中線電力は、次の(1)及び(2)に定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
 - (1) 免許状等に記載されたものの範囲内であること。
 - (2) 通信を行うために C であること。

	A	B	C
1	無線設備の設置場所	電波の型式及び周波数	必要最小のもの
2	無線設備の設置場所	通信方式及び周波数	必要かつ十分なもの
3	無線設備	電波の型式及び周波数	必要かつ十分なもの
4	無線設備	通信方式及び周波数	必要最小のもの

[9] 次の記述は、総務大臣への報告について述べたものである。電波法（第80条及び第81条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局の免許人等（注）は、次に掲げる場合は、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
注 免許人又は登録人をいう。以下②において同じ。
 - (1) 遭難通信、緊急通信、安全通信又は A を行ったとき。
 - (2) 電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたとき。
 - (3) 無線局が外国において、あらかじめ総務大臣が告示した以外の運用の制限をされたとき。
- ② 総務大臣は、 B その他 C を確保するため必要があると認めるときは、免許人等に対し、無線局に関し報告を求めることができる。

	A	B	C
1	無線機器の試験又は調整のための通信	無線通信の秩序の維持	電波の能率的な利用
2	無線機器の試験又は調整のための通信	混信の除去	無線局の適正な運用
3	非常通信	混信の除去	電波の能率的な利用
4	非常通信	無線通信の秩序の維持	無線局の適正な運用

[10] 次に掲げる事項のうち、無線従事者がその免許を取り消されることがある場合に該当するものはどれか。電波法（第79条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 日本の国籍を失ったとき。
- 2 刑法に規定する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられたとき。
- 3 不正な手段により無線従事者の免許を受けたとき。
- 4 正当な理由がないのに無線通信の業務に5年以上従事しなかったとき。

[11] 次の記述は、総務大臣が無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認めるときに総務大臣が行う処分等について述べたものである。電波法（第72条及び第73条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 総務大臣は、無線局の発射する電波の質が電波法第28条（電波の質）の総務省令で定めるものに適合していないと認めるときは、当該無線局に対して臨時に **A** を命ずることができる。
- ② 総務大臣は、①の命令を受けた無線局からその発射する電波の質が電波法第28条の総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出を受けたときは、その無線局に **B** させなければならない。
- ③ 総務大臣は、②の規定により発射する電波の質が電波法第28条の総務省令で定めるものに適合しているときは、直ちに①の停止を解除しなければならない。
- ④ 総務大臣は、電波法第71条の5（技術基準適合命令）の規定により無線設備が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合していないと認め、当該無線設備を使用する無線局の免許人等（注）に対し、その技術基準に適合するように当該無線設備の修理その他の必要な措置をとるべきことを命じたとき、①の **A** を命じたとき、②の申出があったとき、無線局のある船舶又は航空機が外国へ出港しようとするとき、その他電波法の施行を確保するため特に必要があるときは、 **C** ことができる。

注 免許人又は登録人をいう。

	A	B	C
1	電波の発射の停止	電波を試験的に発射	その職員を無線局に派遣し、その無線設備等を検査させる
2	電波の発射の停止	電波の質の測定結果を報告	免許人に対し、文書により報告を求める
3	運用の停止	電波を試験的に発射	免許人に対し、文書により報告を求める
4	運用の停止	電波の質の測定結果を報告	その職員を無線局に派遣し、その無線設備等を検査させる

[12] 次に掲げる書類のうち、固定局に備え付けておかなければならないものはどれか。電波法施行規則（第38条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 電波法及びこれに基づく命令の集録
- 2 無線設備の取扱説明書
- 3 無線従事者選解任届の写し
- 4 免許状